

区役所からの お知らせ

こども医療費助成の対象者拡充について

11月から、こども医療費助成の対象年齢を15歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで拡充します。新たに対象となる可能性のある方へ交付申請書を送付していますので、8月14日(月)までに下記までご返送ください。内容を審査のうえ、該当する方には10月下旬にこども医療証を送付します。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 1階 12番

☎6915-9107

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当を受給している方にお知らせを送付しますので、8月中に下記窓口に「現況届」を提出してください。

「現況届」の提出がない場合は、児童扶養手当の支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 1階 12番

☎6915-9107

高等学校等への進学向け 奨学金等制度説明会

無料

各種奨学金制度の情報提供及び就学支援金等についての説明会・相談会です。

日時 9月1日(金) 19時～20時

場所 鶴見区民センター 小ホール

対象 中学校3年生の生徒及び保護者等

問合せ 教育委員会事務局

学校経営管理センター

☎6575-4649 ☎6575-5280

✉ua0018@city.osaka.lg.jp

外国籍のお子さんの入学手続きについて

平成30年4月に大阪市立の小・中学校へ入学を希望される外国籍のお子さんの保護者の方は、9月29日(金)までに、手続きをしてください。

●入学資格

・小学校 平成23年(2011年)4月2日から平成24年(2012年)4月1日までに生まれたお子さん

・中学校 平成30年(2018年)3月に小学校卒業見込みのお子さん

●申請方法

上記の入学資格があるお子さんの保護者の方へ区役所から8月上旬に入学のご案内を送付します。入学案内書の右側の「入学申請書」に必要事項をご記入のうえ、9月29日(金)までに、送付または持参ください。

なお、転居等により入学のご案内が届かなかった場合でも、区役所で手続きをすることができますので、お問い合わせください。

※学校選択制にかかる書類は別途9月に送付します。

※入学される学校は、12月末までに区役所よりお知らせします。

問合せ 窓口サービス課(住民情報) 1階 3番

☎6915-9963

特別児童扶養手当・ 特別障がい者手当等の所得状況届 及び現況届の提出について

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方に「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方に「現況届」を送付していますので、必要事項をご記入のうえ、8月10日(木)～9月11日(月)までに下記窓口まで提出してください。

期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

問合せ 保健福祉課(障がい者支援) 1階 13番

6915-9857

介護予防ポイント事業を実施しています

65歳以上の方を対象に、登録施設等における要介護者等への介護支援活動を通じて、ご本人の介護予防、生きがいづくり、社会参加を促進する介護予防ポイント事業を実施しています。活動実績に応じてポイントが貯まり、そのポイントを換金することができます。

この事業に参加するための登録時研修を開催します。

日時 8月24日(木) 13時30分～16時30分

場所 鶴見区在宅サービスセンター

定員 30名(先着順)

※詳細はホームページをご覧ください。

問合せ 大阪市社会福祉協議会

介護予防ポイント事業担当

☎6765-5610 ☎6765-5607



戦没者等の遺族に対する特別 弔慰金の請求を受け付けています

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は平成27年が戦後70周年にあたり、戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族(一人)に支給されることとなったものです。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時の遺族であり、かつ、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けておられない遺族(一人)で、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

なお、支給を受けるためには平成30年4月2日までに請求が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ 地域活動支援課(地域活動支援) 1階 8番

☎6915-9159

「国民健康保険料のための所得 申告書」の提出をお願いします

税の申告が不要な方を含め、前年の所得を申告されていない方がおられる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)及び減免は、世帯全員の所得によって判定します。所得の不明な方がおられる世帯は、軽減・減免を受けられませんので、申告書の提出をお願いします。なお、申告書を送付した世帯に、8月より「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけています。

問合せ 窓口サービス課(保険年金) 3階 31番

☎6915-9956

8月は「こども110番月間」です

地域のこどもは地域で守り、こどもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。

◆家庭や地域の皆さんで、こどもたちを守りましょう!

「一人で遊ばない」「知らない人についていけない」など、こどもたちに犯罪から自分の身を守る方法を教えましょう。

こどもの様子をつかがう、車からこどもに話しかけるなどの不審者を見かけたら、こどもを守り、すぐに警察に通報しましょう。

問合せ 地域活動支援課(こども・教育) 1階 8番

☎6915-9734 ☎6913-6235



各種無料相談日 8月

相談名	日時	申込方法	場所
① 法律相談 (毎月第2・4金曜日) (休日の場合は翌開庁日)	8月14日(月)・25日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階
② 不動産相談 (毎月第2火曜日)	8月8日(火) 13時～16時	当日会場にて12時50分より受付 ※6名(先着順)(1人30分以内) ※相談員が1名のため、12時50分の時点で、2名以上の場合は順番を抽選	
③ 司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など) (毎月第3水曜日)	8月16日(水) 13時～16時	当日10時から4階総務課にて受付票を配付 ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④ 就労相談 (毎月第1水曜日)	8月2日(水) 13時30分～17時 次回は9月6日(水)	当日会場にて13時20分～15時30分まで受付 ※5名(先着順)(1人30分以内) 【16時～17時は事前予約制】当日11時までに 大阪市地域就労支援センターへ電話にて (専用電話0120-939-783) ※2名(先着順)	鶴見区役所2階
⑤ 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	8月9日(水) 14時～16時	当日会場にて受付	鶴見区役所1階
⑥ ごみ減量・3R相談 (毎月第3火曜日)	8月15日(火) 14時～16時	当日会場にて受付	
⑦ 人権相談	平日 9時～21時 日・祝 9時～17時30分	専門相談員による電話での無料相談(専用☎6532-7830) ※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は上記専用番号での事前予約制】	
⑧ 精神科医によるこころの相談	8月25日(金) 14時～15時30分	事前に電話または窓口にて受付 ※2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所1階

問合せ ①②③④ 総務課(区政企画) ☎6915-9683

⑤ 鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 FAX6913-6804

⑥ 城北環境事業センター ☎6913-3960 FAX6913-3674

⑦ 地域活動支援課(こども・教育) ☎6915-9734

⑧ 保健福祉課(保健活動) ☎6915-9968

日曜法律相談

日曜法律相談は、8月27日(日)北区役所、住吉区役所で実施。詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」☎4301-7285までお問い合わせください。※ナイター法律相談は8月は実施しません。